公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年３月31日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成26年	石巻	5—3	陸前相川	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	弘前	5—1	温湯	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	5—2	金峰山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	1—3	薮原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	七尾	4—4	石動	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高梁	8—3	高梁	〃　〃　〃
〃	〃	〃	松山	3—2	笠取山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	中津	16—3	耶馬渓西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分	8—3	木浦鉱山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	延岡	14—4	古屋敷	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成26年４月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４４号

仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目27番15号
債務者　藤岡　建治
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号

神戸市長田区海運町７丁目２番11号、従前の住所横浜市神奈川区三ツ沢下町29番14号　クレールハイツ三ッ沢208号
債務者　古賀　健二
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１４９号

広島市佐伯区杉並台33番地15
債務者　無然思（ｍｕ—ｓａ—ｓｈｉ）こと　宮本　雅伸
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０号

広島市安佐南区緑井１丁目20番17—604号
債務者　前　　憲司
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号

山口市阿知須1000番地１
債務者　藤川　泰枝
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号

福岡市博多区堅粕５丁目４番９—201号
債務者　水越　織江
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島あい子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４号

京都市北区紫竹西南町39番地２
債務者　藤木　将太
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　直太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２６号

大阪市旭区赤川２丁目４番32—903号
債務者　門間　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肥塚　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２６号

大阪市東住吉区湯里６丁目４番17号　プラザ湯里202号
債務者　西森工務店こと　西森由利子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７６号

神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番13—505号
債務者　山北　春男
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６号

兵庫県西宮市宮前町４番２—105号
債務者　山本一郎こと　兪　　一郎
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　志帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７号

兵庫県姫路市別所町佐土新332番地４
債務者　高谷　伸郎
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部